|  |
| --- |
| 芦屋市男女共同参画に関する苦情及び提案申出書令和　　年　　月　　日芦　屋　市　長　宛(申出人)郵便番号住　　所氏　　名電話番号（　　　　）　　－　　　　芦屋市男女共同参画推進条例第１６条第１項の規定により，次のとおり申出をします。　　なお，芦屋市男女共同参画苦情等申出処理要綱第３条第１項各号には該当しないことを確認しました。（裏面参照） |
| 申　出　の　趣　旨(解決してもらいたいこと) | 　苦情　　提案　（いずれかに○をつけてください） |
| 申　出　の　理　由(具体的な内容と経緯)①どの機関が②どの施策が③どのような問題があるのか※書ききれない場合は，別の紙も使用してください。 |  |
| 他の機関への相談等の状況(該当する□にチェックをいれてください) | □相談している具体的に相談先と内容を記入してください相談先　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）内　容 |
| □相談していない |
| 備　　　　　　　考(今後，連絡するにあたり，特に配慮する必要のある事項) | （連絡先，連絡方法，時間帯など） |

※法人その他団体は，申出人の住所，氏名の欄に，所在地，名称及び代表者の氏名を記入してください。

　当該苦情等について，調査等を行うにあたっては，下記の全ての項目に該当する必要があります。（確認されましたら，☑ をお願いします。）

□　裁判所において係争中ではない又は裁判所の確定した判決・決定を受けたことはない

□　行政不服審査法に規定する審査請求をしていない又はしたことはない

□　監査委員に住民監査請求を行っていない又は行ったことはない

□　議会に請願又は陳情を行っていない又は行ったことはない

（芦屋市男女共同参画苦情等申出処理要綱第３条第1項）

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

●本申出書に記載された苦情等の内容について調査等を行わない場合は，申出人に対し，その旨とその理由を書面で通知します。

●苦情等について申出を受け付けたときは，申出人に対し，調査等を開始する旨を書面で通知するとともに，速やかに次の対応を行います。

　・申出人に対する苦情等の内容の聴取

　・当該苦情等に係る事実関係の調査及び確認

　・（必要に応じて）芦屋市男女共同参画推進審議会への意見聴取

　・その他，市長が必要と認める対応

●調査等の結果をふまえ，苦情等に係る対応方針を決定し，申出人に対し，書面で通知するとともに，

対応方針に即した是正の指示等の適切な措置を講じます。